

発委第5号

平成27年9月9日

埴町議会議長 鈴木 道男 様

提出者

議会運営委員会委員長 大綱 武夫

埴町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び第7項並びに埴町議会会議規則（昭和62年埴町議会規則第10号）第14条第3項の規定により提出する。

提案理由

議会における欠席の届け出の取扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出席の場合の欠席の届け出について新たに規定する。また、委員会の欠席の届け出期限に関し、所要の改正を行う。

埜町議会会議規則の一部を改正する議会規則

埜町議会会議規則(昭和62年埜町議会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>本則</p> <p>第1章 総則 (欠席の届出)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>第7章 委員会 (委員会の欠席届)</p> <p>第65条の2 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p><u>2 委員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p>	<p>本則</p> <p>第1章 総則 (欠席の届出)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第7章 委員会 (委員会の欠席届)</p> <p>第65条の2 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開会時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>(新設)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。